

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）第20条の4第1項第1号、同条第2項第1号及び同条第3項第1号の市長が定めた機関を次のように定める。

平成28年4月1日

掛川市長 松井三郎

申請の区分	市長が定めた機関
非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
	登録建築物調査機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録住宅性能評価機関
	登録建築物調査機関
複合建築物に係る申請	登録建築物調査機関
	登録住宅性能評価機関かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(注)

1 登録建築物調査機関とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）をいう。ただし、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者（以下「建築関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。

(1) 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

(2) 登録建築物調査機関の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えて

いること。

(3) 登録建築物調査機関（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。